平成２９年（フ）第３９８号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1316番地３　スカイネオⅡ103
債務者　仲松　和磨
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹治健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５７号
愛知県碧南市石橋町２丁目58番地
債務者　高松　　淳
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３号
北海道旭川市永山12条３丁目２番18号　フレンドリーＶ　Ｃ　108号室
債務者　熊谷　輝夫
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで　旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５２号
愛知県安城市東明町３番地９　アルフェやまぐち202
債務者　津上電気こと　津上　　修
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２４５６号
札幌市北区北33条西10丁目３番７号　カーサアジュール南麻生202号
債務者　吉村　祐也
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１５５号
札幌市西区山の手２条１丁目１番38号
債務者　森　麻由美
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６４号
札幌市厚別区もみじ台西２丁目２番16―304号
債務者　片倉　昭良
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７２号
札幌市北区篠路４条２丁目１番２号
債務者　川端久美子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７７号
札幌市豊平区豊平３条１丁目１番５―501号
債務者　穴吹　俊之
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２００号
札幌市中央区北２条西21丁目１番17―305号
債務者　能登　英治
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０５号
札幌市西区二十四軒１条６丁目11番12―403号
債務者　中島　健登
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２号
北海道名寄市西六条南６丁目４番地
債務者　宮原麻衣子
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成３０年（フ）第３８号
盛岡市月が丘３丁目15番６―203号、旧住所盛岡市大新町３番33号　シャルマンＡ102号
債務者　谷村　奈穂
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第３号
山形県酒田市千石町２丁目５番34号
債務者　小川　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１８４０号
埼玉県新座市新座２丁目２番14号　ユニティ落合105号室、旧住所埼玉県新座市大和田１丁目13番４―213号
債務者　進藤　一男
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５３号
さいたま市桜区大字下大久保970番地９　ワイズパルⅡ201
債務者　田中　正昭
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係